



行政の焦点

第三者行為災害の支給調整等の事務が令和元年9月1日受付分から外部

委託されることになります。

交通事故等のように、労災保険給付の原因が第三者的行為によって生じた場合、それは「第三者行為災害」と位置づかれ、労働者災害補償保険法第12条の4第1項に基づいて、被災労働者やその遺族（以下「第一当事者」という）に対して支

を代理取得し、損害賠償責任を負う第三者（当該事故の加害者やその事業主、加害者が加入している自賠責保険または自動車保険を取り扱う保険会社等（以下「第二当事者」という）に対して、これを請求（以下「求償」という）するとともに、同法第二項に基づいて、第一当事者が労災保険給付と第二当事者からの損害賠償との重複填補

を行った後、これらを踏まえて第二当事者への求償額の算定等の事務（以下「支給調整等」という）を行う必要があります。

- 第三者行為災害届の受付等
- 第三者行為災害届の受付
- 記載内容の審査
- 添付資料の審査

第三者行為災害の支給調整事が外部委託されます！

払った労災保険給付額を限度に、国が第一当事者の有する損害賠償請求権

当事者間の損害賠償状況の調査、事実関係に基づく過失割合等の認定等

約上、外部委託することが困難な部分を除いて、民事損害賠償に関する法律、自動車損害賠償責任保険等の保険制度等に関する専門的知識や豊富な実務経験を有する民間受託者に外部委託し、当該専門性等を生かして支給調整事務を実施するもの

社会保険加入、就業規則作成・改訂、労働トラブル解決

社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング

〒461-0011 名古屋市東区白壁2-13-18 グランシャリオ白壁303号室
TEL 052-961-0763 · FAX 052-228-0302
E-mail aichiroucon@silver.ocn.ne.jp

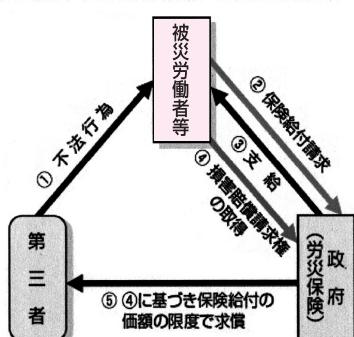
ホワイト企業推進 社会保険労務士協議会

当法人の活動趣旨に賛同し、活動にご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しています

労災補償と損害賠償との関係

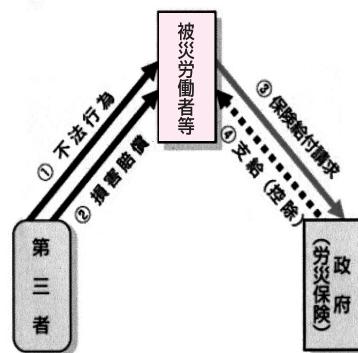
〈図1〉

1 労災保険給付を先に受けた場合【労災保険法第12条の4第1項】



〈図2〉

2 損害賠償を先に受けた場合【労災保険法第12条の4第2項】



- 提出依頼
- 受付

3、第三者行為災害に関する支給調整事務等

- 第二当事者等に対する調査
- 実地調査

- 保険会社等への照会
- 損害賠償受領の有無の確認

- 過失割合調査
- 第三者行為災害該当、非該当の判断

- 要求償・非求償の判断

4、損害賠償請求権の取得に伴う債権発生の通知

今後、第三者行為災害報告書の作成依頼や調査、損害保険会社への照会等については、外部委託者が直接実施することになりますが、労働局及び労働基準監督署としましても、外部委託者と連携を図りながら第三者行為災害の事務処理を進めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

* 「第三者」とは、当該災害に関する労災保険の保険関係の当事者（政府、事業主及び労災保険

の受給権者）以外の者のことです。

